

令和7・8年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領 新旧対照表

（関連部分抜粋、下線部分は改正部分）

現行	見直し案
<p>令和7・8年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領</p> <p>第1～5 [略]</p> <p>（測量・建設コンサルタント等業者の所在区分及び営業所要件）</p> <p>第6 建設業者登録台帳登載者（以下「資格者」という。）のうち、本社又は営業所の所在区分は、次のとおりとする。</p> <p>ア I種 一関市内に本社を有する者</p> <p>イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</p> <p>ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）</p> <p>（ア）一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を3名以上有すること。</p> <p>（イ）一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること。</p> <p>エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</p> <p>オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</p> <p>2 [略]</p> <p>第7～10 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年9月25日から施行する。</p> <p>_____</p>	<p>令和7・8年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領</p> <p>第1～5 [略]</p> <p>（測量・建設コンサルタント等業者の所在区分及び営業所要件）</p> <p>第6 建設業者登録台帳登載者（以下「資格者」という。）のうち、本社又は営業所の所在区分は、次のとおりとする。</p> <p>ア I種 一関市内に本社を有する者</p> <p>イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</p> <p>ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）</p> <p>（ア）一関市民又は平泉町民の常勤雇用者を3人以上有すること。</p> <p>（イ）一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること。</p> <p>エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</p> <p>オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者</p> <p>2 [略]</p> <p>第7～10 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年9月25日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和7年6月12日から施行する。</u></p>